

リスク社会に立ち向かう

声をあげづらい人たちに手を伸ばすNPO

「助けてと言ってもいい存在として、認めてほしい」。

特集の取材先のNPOで聞いた言葉だ。声をあげづらい当事者が、声をあげられる社会に変えようと活動している。

今日の日本社会は関係性の希薄化や個々の分断化が進み、従来型のセーフティーネットでは変化する社会的な課題に対応ができていない。その背景の一つにリスクの「孤人化」がある。

現在のように、多様なリスクが混在する社会では、限定された誰かではなく、すべての人たちが当事者になる可能性がある。自己責任だけでは片付けられない構造

になっているのだ。

当事者でありながらもなかなか声をあげられず苦しんでいる人たちの存在にいち早く気づき、その支援をしようとして活動しているNPOがある。

今回の特集では、性暴力の撲滅に向けた啓発活動やHIV陽性者の支援、少年院から出院した若者の支援をする3つの団体を取り上げる。

支援を必要とする経緯・背景はなにか、どのように支援できるのか。声をあげることができにくい環境に置かれた人たちに寄り添い、耳を傾け、アクションをおこすNPOの取り組みから、リスク社会について考えたい。

性暴力に遭った
あなたを応援したい
特定非営利活動法人
しあわせなみだ



刑法改正で変わったこと

「2017年の刑法性犯罪改正案が国会に提出された時はテロ等準備罪の審議もあり、この改正案が成立する可能性がざりでした。法の狭間にいる人たちが苦しい状況に置かれていた。だから一日も早く成立させたかった」と話すのは、特定非営利活動法人「しあわせなみだ」理事長の中野宏美さん。「しあわせなみだ」は、2004年までに性暴力をゼロにすることを目的に、活動している。性暴力で負った心身の傷をケアするだけでなく、今後の人生をしあわせで健康に生きられるための情報・支援提供を手掛ける。また、性暴力に遭った方だけでなく、身近な人が被害に遭った方、公的機関・教育機関の方、性暴力被害をゼロにしたい方に対する情報・支援提供を手掛けているのも特徴である。

冒頭の刑法における性犯罪規定を改正し、性犯罪を厳罰化する「刑法の一部を改正する法律」は昨年（2017年）7月より施行されている。抜本的な改正は110年ぶりとのこと。本改正では、

「#MeToo」当事者は常に声をあげなければいけないのか

今回の法改正は、長い間の当事者やその支援者による運動や活動が背景にあったことからも、当事者の声や制度を変えようとする声も認識する一方で「常に当事者が声をあげざるを得ない状況が作られていることこそが課題です」

サポーターにたどりつけない
自ら声をあげにくい人ひとを互いに支える
特定非営利活動法人
日本HIV陽性者ネットワーク・ジャンププラス

支援制度の整備がすすんでも課題は残る

「自分がHIV陽性であることを家族や他人に告げることは、決して簡単なことではありません。HIVに対する偏見や差別意識が根強くあるからです。」と特定非営利活動法人日本HIV陽性者ネットワーク・ジャンププラス（JANP+東京都新宿区）代表理事の高久陽介さん。

日本では1980年代にHIV感染報告がされるとともに、厚生省が認可した輸入血液製剤による血友病患者の感染被害が大きな社会問題となった。当時は、治療方法が確立していなかった。治療方法が確立しないうちに、理解や偏見もあり、HIV陽性者の生き残る道はけわしかった。薬害エイズについては、裁判を経て1996年に和解し、日本のHIV/エイズに係る医療体制や社会保障制度の整備が進んだ。どこでも治療を受けられるよう地域ごとにエイズ治療拠点病院が指定され、1998年には身体障害者認定の対象に「免疫機能障害」が加わり治療の経済的負担が



しあわせなみ다가主催する勉強会の様子



2017年6月に法務大臣に刑法性犯罪改正を求める署名を提出

る。たとえば、暴行脅迫が立証できなければ犯罪にならないという点は変わらず、裁判になった際に勝訴が難しい現状が残る。

支援の広がり

行政が関与する「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」は、名称や運営主体、サービス内容などは地域によってさまざまであるが、現在、

全国で41都道府県41か所設置されている。2010年に日本で最初のセンターが開設されたが、当初はその多くが民間団体の自助努力で開設運営されてきた。その後、第3次男女共同参画基本計画（2010-12月閣議決定）や、第2次犯罪被害者等基本計画（2011年3月閣議決定）等を踏まえて、自治体による設置が推進され、全国的に徐々に増えてきたものである。しかしながら、性暴力の被害者支援の重要性への認知が広がってきたとはいえ、国連女性の地位向上部がまとめた「Handbook for Legislation on Violence against Women（女性への暴力防止・法整備のためのハンドブック）」では、そのような支援センターは、女性20万人につき1か所程度必要とされており、「世界が求めるレベルとはまだギャップがある」と、中野さんは指摘する。

女性の人權擁護の視点から性暴力被害者支援に取り組んでいる団体は多くある。当事者同士が集い、相談機関を立ち上げた団体、キャリア支援などを行ったりする団体など、各地で多様な展開がされている。このように被害女性への支援は広がりが見られるが、先に指摘されたような障害児・者のほか、高齢者や男性等、女性以外の性暴力被害者の支援に取り組む人・団体はまだまだ少ない。性暴力は立場の強い人から弱い人への性的人権を侵害する犯罪である、との認識のもと「しあわせなみだ」では、支援対象を女性だけに限らずに活動を行っている。

※米国で俳優がセクハラ被害を訴えたことで広がったキャンペーン